

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008門第75号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成20年9月19日 15時00分ごろ	
発生場所	宮崎県日向市地先松ヶ鼻の北北東400m付近 (概位 北緯32°25.8′ 東経131°41.3′)	
事故等調査の経過	平成20年12月8日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>貨物船 第八^{てんじん}神丸、499トン 135598、奥本海運有限会社 ディーゼル1基（1,471kW）</p>	
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	主機付過給機のタービンローター軸及び同軸受が焼損等	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、石灰石約1,520トンを積載し、宮崎県細島港を発し、荷揚地である鹿児島県加治木港に向けて航行中、平成20年9月19日15時00分ごろ、主機からゴーンという音が発したため、機関長が調査したところ、過給機に異常が認められた。</p> <p>本船は、荷役及び修理地の関係から主機の回転数を下げて続航し、加治木港及び枕崎港を経て、同月22日に岡山県日比港に入港して応急修理を行ったのち、徳島県徳島港で修理を行った。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、以下の事項により、雨水が煙突から過給機内に浸入し、タービン軸受の潤滑を阻害したため、タービンローター軸等が焼損したものと考えられる。</p> <p>① 本船は細島港で船首を西に向けて着岸しており、台風通過時には東からの風雨が強かった。</p> <p>② 本船煙突の排気口が船尾方向に開いていた。</p> <p>③ 出港前の点検で、主機の冷却水量に異常が認められていない。</p> <p>④ 運転中の過給機潤滑圧力に異常が認められていない。</p> <p>⑤ 過給機のドレン抜き管が目詰まりしていた。</p> <p>⑥ 主機始動前に過給機のドレン抜きを実施していなかった。</p> <p>機関長が、過給機のドレン抜き管の整備を行って</p>

	ドレンの排出を適切に行っていれば、本インシデントは回避できたものと考えられる。
原因	本インシデントは、雨水が煙突から過給機内に浸入し、タービン軸受の潤滑を阻害したため、本船が航行中、タービンローター軸等が焼損したことにより発生したものと考えられる。